

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 重君） 日程第4、議案第41号 松崎町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第41号は、松崎町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（齊藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと3点ほどお伺いしたいのですが、新旧対照表で、第2条の（2）号、これは町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること」これを「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」とありますけれども、いわゆる情報収集、先ほど総務課長の・・・、ちょっと私が聞き逃したのかもわかりませんが、情報収集をやめて、町長の諮問に応じてということになりますと、地域住民から上がってきた「こういったことをしたらいいでしょうか」ということは、町長に取り上げられなければ、町長が諮問しないということですよ。その辺の取扱いの仕方を、方法論をお聞きしたいのが1点と、それから、ここの条文の方の（9）号で「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する」これは裏を見ますと1名になっていますよね。1名でいいですね。これは別に住所要件というのは関係があるのでしょうか。学者さんを頼むのでしょうか。その辺の考え方が2点目。

それから、3点目は、「委員の任期は2年とする」これは役職といいますけれども、例えば各種委員会でもありますよね。町長の諮問機関が23くらいあったと思うんですが、任期で結論が出ればいいですけれども、例えば、区長さんが辞めたから次の新しい区長さんになってくる。こういった場合はまた、その区長さんには大変苦勞をかけると思いますよ。全然わからないわけですよ。説明から入ってこなければわからない。その辺が任期というのは見直す必要があるかどうか、その3点をお伺いいたします。

○総務課長（金刺英夫君） まず、1点目の情報収集の関係の業務になりますけれども、これは

災害対策本部の方へとまたこの後の委員会の関係がございませけれども、そちらの方へ業務的には移っていくような形になります。

今回、この防災対策会議につきましては、この2項を追加したような項目が中心的な形で議論をして、実働的なことにつきましては、災害対策本部というような形での明確になっております。

自主防のなかの学識要件というのは、当然いろんな広い意味からというような形でございしますので、ここのところは特に住所要件とかそういったものは考えておりません。

自主防というふうな言葉がございしますので、必要に応じて自主防の方が優先するのかなと現状では考えますけれども、実際の運営の時にそれは対応してまいりたいと思います。

それから、任期の関係でございませけれども、議員がおっしゃるように今回任期を定めしたのは、学識経験者だけでございまして、ほかの委員の方々はそれぞれ役職というふうなことでございしますので、委員が交代するとその都度替わっていくというような形になっております。

防災会議の現状のメンバーをみますと、町長を筆頭に賀茂危機管理局、それから、下田土木事務所、警察、広域消防組合、それから、役場の管理職、消防団の団長等々になっておりますので、いずれにしてもこういった方々は異動等がございしますので、その辺はやむを得ないものかと考えております。

○1番（藤井 要君） これも学識経験者等は公募とかもできるのかな。これは。そここのところをちょっと。

○総務課長（金刺英夫君） そこまではちょっと考えておりませんでしたけれども、実際の運営の時にそこはもう少し考えてみます。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと2点目の（9）号で「自主防災組織を構成する者又は学識経験」という、今の総務課長の答弁では自主防災組織を構成する者が優先されると・・・、これは「又は」だから同等じゃないですか。前段と後段は。その辺はもう一回お伺いします。

○総務課長（金刺英夫君） 議員のおっしゃるとおりでございませ。

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めませ。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(斉藤 重君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(斉藤 重君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 41 号 松崎町防災会議条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(斉藤 重君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---